

固定資産税及び都市計画税の軽減措置の継続について意見書の提出に関する陳情

(総務委員会付託)

受理番号 第 96 号

受理年月日 令和 3 年 9 月 9 日

付託年月日 令和 3 年 9 月 28 日

陳情者
.

陳情原文 昨年来のコロナ禍により、事業者は規模の大小、業種・業態を問わず、売上の激減や収益の悪化に見舞われ、事業の存続の危機に直面しています。

加えて、都民の日常の生活はもとより、サラリーマン等はテレワークへのシフト等、仕事の仕方にも変化が生じるなど、予想だにできなかった苦難が降りかかっています。

青色申告者を含む小規模事業者を取り巻く環境は、コロナ禍前にもまして厳しく、かつ深刻な状況にあり、また雇用不安の拡大、金融事情の悪化、後継者不足などの様々な危機に晒されています。

このような社会経済環境に加え、消費税をはじめとする税負担の増加の中で、私たち小規模事業者は厳しい経営を強いられ、家族や従業員などの生活基盤は圧迫され続けている現状にあります。

また、小規模事業者のみならず多くの都民が税や社会保険料などの負担の増加にあえいでいる実態にあります。

小規模住宅用地に対する都市計画税を 2 分の 1 とする軽減措置は、都民の定住確保と地価高騰に伴う負担の緩和を目的として昭和 63 年度に創設されて以来、多くの都民と小規模事業者が適用を受けています。

小規模非住宅用地に対する固定資産税及び都市計画税を 2 割減額する減免措置は、過重な負担の緩和と中小企業の支援を目的として平成 14 年度に創設されて以来、多くの都民と小規模事業者が適用を受けています。

商業地等における固定資産税及び都市計画税について負担水準の上限を 65% に引き下げる減額措置は、負担水準の不均衡の是正と過重な負担の緩和を目的として平成 17 年度に創設されて以来、多くの都民と小規模事業者が適用を受けています。

この厳しい環境下において、東京都独自の施策として定着しているこれらの軽減措置が廃止されることとなると、小規模事業者の経営や生活は更に厳しいものになり、ひいては地域社会の活性化のみならず、日本経済の回復に大きな影響を及ぼすことにもなりかねません。

(裏面に続く)

つきましては、固定資産税及び都市計画税に係る下記の軽減措置について、令和4年度以後も継続されるよう、東京都に対して意見書を提出されますよう陳情いたします。

記

- 1 小規模住宅用地に対する都市計画税を2分の1とする軽減措置を、令和4年度以後も継続すること。
- 2 小規模非住宅用地に対する固定資産税及び都市計画税を2割減額する減免措置を、令和4年度以後も継続すること。
- 3 商業地等における固定資産税及び都市計画税について負担水準の上限を65%に引き下げる減額措置を、令和4年度以後も継続すること。